

ちばワーケーション環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 第1条 知事は、県内におけるワーケーション（リモートワークの一環で、自宅以外の休暇先でリモートワークをする過ごし方をいう。）の受入促進を図るため、地域が主体的に取り組む受入環境の整備や受入れの促進を目的として行う事業に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(事業の実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、千葉県内に所在する次の各号のいずれかに該当するもの（以下「市町村等」という。）とする。

ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 市町村

(2) 観光協会等、地域における観光振興を目的に設置された団体

(3) 地域におけるワーケーションの受入れに継続的に取り組む宿泊事業者等の同業団体

(4) ワケーションの受入れに継続的に取り組むことを目的として、宿泊施設（千葉県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている宿泊施設とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものを除く。）の事業者を含む、地域におけるワーケーションの受入環境を構築するために必要な施設の事業者等で構成された団体

2 前項の規定にかかわらず、実施主体となる団体等（前項第2号から第4号に定める団体等をいう。以下同じ。）の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体等の運営に関与している者又は当該団体等の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。ただし、市町村長、副市町村長及び市町村の職員を除く。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該団体等は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

- イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村等が主体となって行う、地域におけるワーケーション（本条でいうワーケーションとは、テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことをいう。）の受入環境整備に資する次の事業とする。の受入環境 整備に資する次の事業とする。

- (1) ワケーション受入環境の整備
- (2) ワケーション受入環境の情報発信
- (3) 企業等と連携したモデル事業の実施
- (4) 地域理解を促す勉強会等の実施

2 前項第1号に定める受入環境の整備は、事業主体毎に、別表1で定めるワーケーションの受入れに資する施設で実施するものをいう。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表2第1欄に定める対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を差し引いた額に、同第2欄に定める補助率を乗じ算出した額と、同第3欄に定める補助上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、補助上限額について、知事が特に認める場合は、この限りではない。

なお、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請の手続)

第5条 規則第3条の規定により、この補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに「ちばワーケーション環境整備事業補助金交付申請書」(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 第2条第1項第3号及び第4号に定める者が規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が別に定める期日までに、「ちばワーケーション環境整備事業補助金交付申請書」(別記第1号様式)正副2部を、整備箇所の所在する市町村長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する書類の提出を受けた市町村長は、提出のあったちばワーケーション環境整備事業補助金交付申請書に、ちばワーケーション環境整備事業補助金交付申請書にかかる意見書(別記第2号様式)を添付して知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条に定める交付申請のあった補助事業について適当と認めるときは、次条に定める条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(対象経費の20パーセント以内の軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (5) その他知事が必要と認める条件

(承認の手続)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、「ちばワーケーション環境整備事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書」(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により、この補助金の実績の報告をしようとするときは、知事が別に定める期日までに「ちばワーケーション環境整備

事業補助金実績報告書」(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条に定める実績報告のあった補助事業について適当と認めるときは、申請者に額の確定の通知を行うものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、「ちばワーケーション環境整備事業補助金交付請求書」(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、「ちばワーケーション環境整備事業補助金概算払請求書」(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(受入状況報告)

第12条 市町村等は、補助金の交付があった年度の翌年度から5年間、交付申請時に提示したワーケーション受入の状況について、知事が別に定める期日までに、「ちばワーケーション環境整備事業受入状況等報告書」(別記第7号様式)により、知事に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市町村等は、補助金の交付があった以降において、補助事業に更正すべき事由を生じ、かつ交付すべき額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について県に返還するものとする。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、実施主体となる団体等の役員等が第2条第2項各号のいずれかに該当する者である団体等とする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第21条第1項に規定する財産の耐用年数の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間を準用する。

第16条 この要綱に定めるちばワーケーション環境整備事業の実施に関して必要な細目は別に定める実施要領による。

附則

この要綱は、令和3年10月26日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条第 2 項)

補助対象団体等	補助対象施設
市町村	市町村が所有又は管理する施設（職員の執務場所を除く。）であって、ワーケーションの受入促進に資する施設
観光協会等、地域における観光振興を目的に設置された団体	団体又は当該団体の構成員が所有又は管理する施設であって、ワーケーションの受入促進に資する施設
地域におけるワーケーションの受入に継続的に取り組む宿泊事業者等の同業団体	
地域におけるワーケーションの受入に継続的に取り組むことを目的として、宿泊施設の事業者を含む、地域におけるワーケーションの受入環境を構築するために必要な施設の事業者等で構成された団体	

別表 2 (第 4 条)

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号に定める事業の実施に要する費用	補助対象経費の 2 / 3 以内	1,000 万円 なお、第 3 条第 1 項第 1 号に定める事業については、1 施設あたり 300 万円を補助上限とする。 整備が複数年度に及ぶ場合であっても、通算 300 万円を上限とする。 ただし、1 施設あたりの補助上限について、知事が特に認める場合は、この限りではない。